

～保険代理店に求められるRMの知識～

27

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して...

第27回 リスク分析②(5.4.3)

1. リスク分析に関する用語の整理

前回にも記載しましたが、リスク分析とは「リスクの特質を理解し、リスクレベルを決定するプロセス」と定義されており、リスクレベルとは「結果とその起こりやすさの組合せとして表現されるリスクまたは組み合わせたリスクの大きさ」と定義されます。

つまり、実際にリスク分析を実践するには「起こりやすさ」と「結果」というものについて正しく理解しておくことが大切です。

1) 起こりやすさ：何かが起こる可能性

リスクマネジメント用語において、何かが起こる可能性を表すには、決定が客観的か主観的か、定性的か定量的かを問わず、「起こりやすさ」という言葉を使用し「高い」「ふつう」「低い」等の一般的な用語を用いて示すか、発生確率や頻度等のように数学的に表します。

※1：発生確率：「0」は可能性がなく、「1」は絶対に確かな場合に、0と1との間の数字で表される発生の可能性の尺度。(一般的には%で表します)

※2：頻度：定められた期間内の事象または結末の教頻度は、過去のまたは将来の起こり得る事象に適用でき、そこでは起こりやすさまたは発生確率の尺度として使用できる。(「1年に2回」「20年に1回」等で表現)

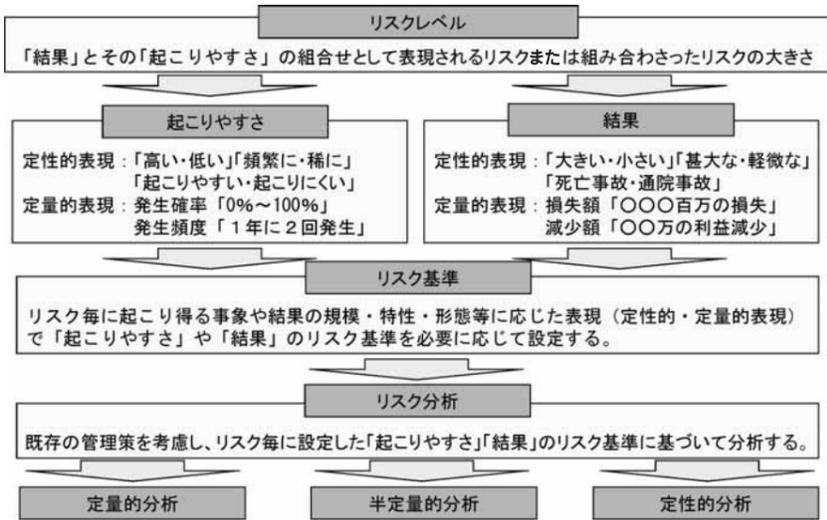
2) 結果：目的に影響を与える事象の結末

※1：一つの事象が、様々な結果に繋がることがある。

※2：結果は確かなことも不確かなこともあり、目的に対して好ましい影響または好ましくない影響を与えることもある。

※3：結果は、定性的にも定量的にも表現されることがある。

※4：初期の結果が、連鎖によって段階的に増大することがある。



2. リスク分析の方法

リスクの表現が異なるように、リスク分析に用いる手法も以下のように定性的、半定量的または定量的の3種類に分けられます。リスク分析の精度はその用途、信頼できるデータの可能性及び組織の意思決定の必要性によって異なり、方法及び分析の詳細さの程度は、法律によって規定されることもあります。

1) 定性的アセスメント

「高い」「ふつう」「低い」のような重大さのレベルによって、リスクの結果、発生確率及びレベルを定義し、結果と発生確率を組み合わせたリスクレベルを定性的基準に合わせて判定することもあります。採用する用語の明確な説明が必要であり、全ての基準の根拠を記録することが望ましいとされています。

2) 半定量的アセスメント

結果及び発生確率に関して数値による評尺度を用い、その二つを組み合わせて式を使ってリスクレベルを導き出します。

3) 定量的アセスメント

結果及びその発生確率や頻度の実用的値を算定し、具体的な単位でリスクレベルの値を算出します。

※完全な定量的分析は、不十分な情報、データ不足、人的要因の影響などのために、または定量的分析作業が保証もしくは要求されていないという理由で、必ずしも可能または望ましいとは限らず、各分野に精通している専門家による相対的なリスクの半定量的または定性的評価が有効なケースもあります。

※完全な定量化を実施した場合でも、算出したリスクのレベルが推定値であり、採用するデータ及び方法の正確さに見合ったリスクレベルとなることを認識する必要があります。

3. 複数のリスク基準の採用

上記のように「起こりやすさ」や「結果」の表現方法やリスク分析の方法がいくつも存在するのは、組織が抱えているリスクが多岐に渡り、それらを同一基準で判断するのは困難であり、結果の現れ方もその組織の状況や影響領域等で変化するからです。

従って組織自体がどのような観点でリスクを評価するかという視点が重要であり、組織として避けたい影響の規模や形態を十分協議した上で、判断尺度であるリスク基準を必要な数だけ用意することがリスク分析の実施を円滑にします。そして、確定されたリスク基準に基づいてリスク分析が定量的、半定量的もしくは定量的に実施されることとなります。

※リスク基準の詳細については「第20回 組織状況の確定③」を参照して下さい。

4. 管理策のアセスメント

リスクレベルは既存の管理策の適正及び有効性に影響を受けるため、次の点に留意して既存の管理策を踏まえた適切なリスク分析を実施することが必要です。

- 1) ある特定のリスクの既存の管理策は何か
2) 管理策はリスクを許容レベルに制御するためにリスクに適切に対応しているか?
3) 管理策を計画通りに運用しており、その管理策は有効に機能しているか?

※1：ある特定の管理策の有効性のレベルは、定性的、半定量的または定量的のいずれの方法で示しても良いが、適切に有効性の程度を把握し、記録することで、管理策の改善や別のリスク対応策の検討を促すことが必要です。

5. 保険代理店の役割

どれほど優秀でノウハウを持った保険代理店やリスクコンサルタントでも企業を取り巻く様々なリスクに対する100%のリスク分析は不可能で、仮にそれが可能であったとしても必要となる人件費や時間コスト、分析コストは大きく企業収益を圧迫することになるでしょう。リスク分析は適切なリスク対策を実施する上で必要な情報を提供するリスクアセスメントの一つのプロセスであり、目的ではありません。

そのため、組織運営に関わるリスク分析においては、精度よりも簡単で時間が掛からないことが重要視されることが多く、最終的なリスク分析の有効性も組織文化や個人々のリスク感性に基づいた組織の合意と社員の納得感に大きく影響を受けます。保険代理店は組織に必要なリスク分析の精度を理解すると共に、専門的知識を活用し、適切なプロセスを通して組織のリスク分析の精度と有効性を高める支援をすることが必要であり、それがレベルの高い保険提案に繋がります。

参考文献：ISO31000:2009 リスクマネジメント 解説と適用ガイド 日本規格協会
ISO31010:2012 リスクマネジメント-リスクアセスメント技法 日本規格協会

執行役員就任時に支給する一時金

賞与? それとも退職金?

知ってトクする -873-

税務情報



Q 当社は従業員数40人の小さな会社ですが、変更に伴う一時金は退職金として取り扱ってよいと考える執行役員制度の導入を考えており、従来の役員2名を退任させ、また使用人から2人を執行役員にする予定です。その際、執行役員への地位変更に伴って退職金を支払うことになりませんが、その支給する一時金について税務上の退職金として取り扱ってよいものなのでしょうか。また、今回執行役員となった者が、将来において役員となるときに支給する執行役員時の退職金ほどのように取り扱ってよいのでしょうか。以前は賞与だったのが条件を満たせば退職金に...

A 執行役員は、会社法上で役員ではなく使用人とされています。以前は使用人が執行役員へ就任してもその法的地位は変わらないものとして、就任時に打ち切り支給する退職金は退職所得ではなく賞与として課税されてきました。しかし、実質的に使用人時と勤務内容が大きく変動するケースも多く、一概に執行役員として扱われることが適切であるかといった問題が指摘されてきました。こうした中、所得税基本通達の一部改正(課法9-9、課個2-20、課審4-32)で「使用人から執行役員への就任に伴い退職手当等として支給される一時金」が設けられ、一定の条件の下に使用人から執行役員への地位変更に伴う一時金は退職金として取り扱ってよいとされています。...